

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

令和2年度

| 物品又は役務の名称及び数量 保守点検請負契約 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項 (備考) |
|------------------------------|---------------------------------------|------------|--|----------------|---|------------------|
| 内視鏡洗浄消毒器 ESPAL-IIIb | 総合病院山口赤十字病院 用度課 山口市八幡馬場53-1 | 令和2年4月27日 | ティーエスアルフレッサ (株)山口機器試薬支店 山口市江崎字徳神二 2213番地6 | 1,155,000円(税込) | 契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条4項 会計規則施行細則第35条2項に該当 | |
| 個人用透析用水作製装置 FC-RP006W | 総合病院山口赤十字病院 用度課 山口市八幡馬場53-1 | 令和2年5月14日 | 日機装(株)メディカル事業本部 中四国営業部 広島県広島市安佐南区緑 | 1,375,000円(税込) | 契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条4項 会計規則施行細則第35条2項 | |
| 感染防止クリーンベッド NB-1200S | 総合病院山口赤十字病院 用度課 山口市八幡馬場53-1 | 令和2年9月8日 | ティーエスアルフレッサ (株)山口機器試薬支店 山口市江崎字徳神二 2213番地6 | 1,771,000円(税込) | 契約の性質・目的が競争を許さないため、随意契約によることとした。 会計規則第36条3項 会計規則施行細則第35条11項 | |
| 検診台 DG-7300 | 総合病院山口赤十字病院 用度課 山口市八幡馬場53-1 | 令和2年9月9日 | アイティアイ(株) 山口営業所 山口市小郡黄金町12-12 | 1,628,000円(税込) | 契約の性質・目的が競争を許さないため、随意契約によることとした。 会計規則第36条3項 会計規則施行細則第35条11項 | |
| 人口呼吸器 V60AT+ | 総合病院山口赤十字病院 用度課 山口市八幡馬場53-1 | 令和2年9月11日 | ㈱フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2丁目13-37 | 2,585,000円(税込) | 再度の入札をしても落札者がいないため、随意契約によることとした。 会計規則施行細則第36条に該当 | |
| 医用テレメータ WEP-1400-Z06 | 総合病院山口赤十字病院 用度課 山口市八幡馬場53-1 | 令和3年2月17日 | ティーエスアルフレッサ (株)山口機器試薬支店 山口市江崎字徳神二 2213番地6 | 1,870,000円(税込) | 契約の性質・目的が競争を許さないため、随意契約によることとした。 会計規則第36条3項 会計規則施行細則第35条11項 | |
| パラフィン包埋ブロック作製装置 TEC6-S-JO | 総合病院山口赤十字病院 用度課 山口市八幡馬場53-1 | 令和3年3月23日 | 正晃(株)山口営業所 山口市小郡大江町7番12号 | 1,595,000円(税込) | 契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条4項 会計規則施行細則第35条2項 | |

備考

| 物品又は役務の 名称及び数量 保守点検請負契約 | 随意契約担当部課の 名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約による こととした理由 | その他必要な事項 (備考) |
|-------------------------------|----------------------|----------------|---------------------|-----------------|--------------------|------------------|
|-------------------------------|----------------------|----------------|---------------------|-----------------|--------------------|------------------|

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加える事ができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。